

西陵地域力推進会議 規約

(名 称)

第1条 この会は、西陵地域力推進会議（以下本会という）と称する。

(構 成)

第2条 本会は、地域住民の安全、安心に関心を持ち、地域に貢献寄与することに熱意を有する西陵連区住民を以って構成する。

(事務局)

第3条 本会の事務局は、西陵地域交流センターに置く。

(目 的)

第4条

- 1、 本会は、西陵住民の心豊かな交流を目指し、相互信頼と協力の上に立った良好な生活環境づくりを目的にする。
- 2、 連区の各機関、関係団体及び有志一般住民が自主的かつ協働して、地域力の向上推進を目的にする。

(事 業)

第5条 本会は、第4条の目的を達成するため、次の事業を行なう。

- (1) 地域力向上を啓発するための事業。
- (2) 地域力を推進するための事業。
- (3) 地域のコミュニティを促進する為の事業。
- (4) 地域力向上にむけての講習会の開催。
- (5) その他、本会の目的を達成するために必要な事業。
- (6) 西陵地域交流センターの指定管理に関する業務。

(資 格)

第6条 会議員は以下の要件を満たすものとする。

- (1) 西陵連区に在住する有志住民であること。
- (2) 会議員は、検討すべき課題ごとに結成される、いずれかのグループ及び地域交流センターの活動に自主的に参加しなければならない。(但し、役員はこの限りではない)

(役 員)

第7条 本会は次の役員を置く。

- 1、 議長 1名、 副議長 若干名、 事務局長 1名 事務局 若干名、 会計 1名、 専任委員 若干名、 センター長 1名、 管理マネージャー 1名、 評議員 若干名。
- 2、 議長は役員の中から選出し、副議長 事務局長 会計 事務局 専任委員及びセン

- ター長 管理マネージャーは会議員のうちから議長が推薦し、役員会で承認を得る。
- 3、 評議員は、議長が各種団体の中から推薦し、役員会で承認を得る。
 - 4、 役員の任期は2年とする、但し再任は妨げない。なお全体会議が終了するまでは前任者が職務を継続するものとする。

(会計監査)

第8条 本会は、会計監査、2名を置く。

会計監査は、議長が会議員から指名し選任する、任期は2年とする。

(顧問)

第9条 本会は、議長が必要と判断した場合は、顧問を選任することが出来る。

顧問は、役員の相談事項について意見を述べる事が出来る。

(役員の職務)

第10条 役員はそれぞれの職務を履行する。

- (1) 議長は、本会を代表し、会務を統括する。
- (2) 副議長は、議長を補佐し会務に参画し、議長事故あるときは、その職務をし円滑な会務の運営にあたられるように務める。
- (3) 事務局長は、会議の運営事務及び情報の収集拡散と、会議の広報を主宰する。事務局はこれらを補佐する。
- (4) 会計は、会議の経理全般を処理する。
- (5) 交流センター長は、瀬戸市と本会が締結する指定管理者契約に定める職務を履行する。管理マネージャーはこれらを補佐する。
- (6) 評議員は、地域の各種団体からの意見を地域力活動に反映するため、各団体から参画する。
- (7) 専任委員はグループ長とする。

(会議)

第11条 本会の会議は、全体会議、役員会、及び地域団体連絡会議とする。

- 1 会議は、議長が召集する。
- 2 会議は、会議出席者の過半数をもって決する。

(全体会議)

第12条 全体会議は、毎年4月に開催を原則とし、次の事項を審議し承認を得なければならない。

- (1) 本会の規約の制定及び改廃に関する事項。
- (2) 役員の承認に関する事項。
- (3) 事業計画、収支予算及び収支決算に関する事項。
- (4) 地域交流センターの運営管理に関する事項。
- (5) その他、議長が必要と認める事項。

(役員会)

第13条 役員会は必要に応じ開催し、次の事項を審議する。

- (1) 地域力推進活動の強化、促進に関する事項。
- (2) 地域力推進活動に対する、予算、費用に関する事項。
- (3) グループの新設、改廃に関する事項。
- (4) 地域交流センターの運営に関する事項。
- (5) その他、議長が必要と認める事項。

(地域団体連絡会議)

第14条 地域団体連絡会議は、地域の各団体との意思の疎通と情報の交換を目的に、本会が主催して適宜開催する。

(経費)

第15条 本会が必要とする経費は、補助金及び助成金並びに交流センター利用料金を以ってこれに充てる。

(会計年度)

第16条 本会の会計年度は、4月1日に始まり翌年3月31日を以って終了する。

(補則)

第17条 本会の役員改選・議長必要事項

- 1 役員改選は奇数年毎に行なう。
- 2 この規約に定める事項以外に、本会の運営に関し必要な事項は議長が別に定める

第18条 弔慰金

会議員が死亡したときは、次の弔慰金を贈る。

香典 金5,000円

附則

この規約は 平成22年10月1日より施行する。

この規約は 平成23年4月1日付けで第5条、第6条、第7条、第8条、第10条、第11条、第14条、の一部を改正する。

この規約で 従来の「事務長」と「総会」を、それぞれ「事務局長」と「全体会議」に改正する。

この規約は 平成23年10月1日付けで、第3条2の文言の一部、第6条の正副事務局長、第8条の顧問1名を取る、第9条3の正副事務局長を改正する。

この規約は 平成25年4月27日付けで、第1条の文言の一部をとる、第2条の(構成)第15条(地域団体連絡会議)を新たに入れて、(事務局)第2条を3条とし、15条(経費)を16条として、以下条数をくり下げる。第4条、第6条の文言の一部をとる、第11条と第18条に文言の一部を追記。

この規約は 平成26年4月19日付けで、第2条、第5条、第7条、第10条、第11条、の一部を改正する。第11条、第12条の一部と第13条を削除する 13条以

降は繰り上がる。

この規約は 平成27年4月1日付けで、第6条、第7条3項評議員推薦を追加、第10条
(6)項を追加、補則 第18条 弔慰金を追記する

この規約は 平成31年4月27日付けで、第7条4項を削除し5項を4項とする。